

新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年2月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第7号

新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第70号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。
(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。
(指定居宅介護事業所の従業者の員数)

第3条 条例第6条第1項の規則で定めるものは、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年9月厚生労働省告示第538号)に定める者とする。

2 指定居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

3 条例第6条第2項のサービス提供責任者の員数の算定の方法は、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができることとする。

4 前項の事業の規模は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

(重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業への準用)

第4条 前条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、同条第1項中「第6条第1項」とあるのは「第8条において準用する条例第6条第1項」と、前条第3項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する条例第6条第2項」と読み替えるものとする。

(基準該当居宅介護事業所の従業者の員数)

第5条 条例第46条第1項の規則で定めるものは、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものに定める者とする。

2 基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、3以上とする。

3 条例第46条第2項の規則で定めるものは、厚生労働大臣が定める離島その他の地域(平成18年9月厚生労働省告示第540号)に定める離島その他の地域とする。

4 条例第46条第2項の従業者の員数は、1以上とする。

5 条例第46条第3項に規定するサービス提供責任者の数は、1以上とする。

(重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業への準用)

第6条 第5条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、同条第1項中「第46条第1項」とあるのは「第50条第2項において準用する条例第46条第1項」と、第5条第3項及び第4項中「第46条第2項」とあるのは「第50条第2項において準用する条例第46条第2項」と、第5条第5項中「第46条第3項」とあるのは「第50条第2項において準用する条例第46条第3項」と読み替えるものとする。

(指定療養介護事業所の従業者の員数)

第7条 指定療養介護事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医師 健康保険法(大正11年法律第70号)第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上

(2) 看護職員(看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。) 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上

(3) 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を2で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。

(4) サービス管理責任者 指定療養介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

上

- 2 条例第52条第1項第4号の規則で定めるものは、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月厚生労働省告示第544号）に定める者とする。
- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第1項の指定療養介護の単位は、指定療養介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 5 第1項第3号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
（指定療養介護に係る利用者負担額等）

第8条 条例第57条第2項の規則で定めるところは、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところによるものとする。

2 条例第57条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 日用品費

(2) 前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

第9条 条例第58条の規則で定めるところは、法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところによるものとする。

（指定療養介護の提供に関する記録の整備）

第10条 条例第78条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第61条第1項に規定する療養介護計画

(2) 条例第56条第1項に規定するサービスの提供の記録

(3) 条例第68条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 条例第76条第2項に規定する身体拘束等の記録

(5) 条例第79条において準用する条例第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 条例第79条において準用する条例第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（指定生活介護事業所の従業者の員数）

第11条 指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める数

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害程度区分（厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法（平成18年9月厚生労働省告示第542号）に定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数

(ア) 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上

(イ) 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上

(ウ) 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上

イ 看護職員の数 指定生活介護の単位ごとに、1以上

ウ 理学療法士又は作業療法士の数 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数

エ 生活支援員の数 指定生活介護の単位ごとに、1以上

(3) サービス管理責任者 指定生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項の指定生活介護の単位は、指定生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

- 4 第1項第2号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
(指定生活介護事業所の設備)

第12条 条例第84条第2項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練・作業室 次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 利用者1人当たりの床面積は、おおむね3平方メートル以上とすること。
 - イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。
(指定生活介護に係る利用者負担額等)

第13条 条例第85条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 創作的活動に係る材料費
 - (3) 日用品費
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号に掲げる費用については、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針(平成18年9月厚生労働省告示第545号)に定めるところによるものとする。
(指定生活介護の事業への準用)

第14条 第10条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、同条中「第78条第2項」とあるのは「第96条において準用する条例第78条第2項」と、第10条第1号中「第61条第1項」とあるのは「第96条において準用する条例第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第10条第2号中「第56条第1項」とあるのは「第96条において準用する条例第20条第1項」と、第10条第3号中「第68条」とあるのは「第91条」と、第10条第4号中「第76条第2項」とあるのは「第96条において準用する条例第76条第2項」と、第10条第5号及び第6号中「第79条」とあるのは「第96条」と読み替えるものとする。
(基準該当生活介護の基準)

第15条 条例第97条第2号の規則で定める面積は、3平方メートル以上とする。

- 2 条例第97条第3号の規則で定める数は、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上とする。
(基準該当生活介護の事業への準用)

第16条 第13条の規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第1項中「第85条第3項」とあるのは、「第99条において準用する条例第85条第3項」と読み替えるものとする。
(指定短期入所事業所の従業者の員数)

第17条 法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 指定障害者支援施設(法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。)その他の法第5条第8項に規定する施設(入所によるものに限り、次号に掲げるものを除く。次項において「入所施設等」という。)である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上
- (2) 条例第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業者、条例第154条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者(障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。)又は条例第197条第1項に規定する指定共同生活援助事業者(ア及び次項において「指定共同生活介護事業者等」という。)である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数
ア 指定短期入所と同時に条例第125条に規定する指定共同生活介護、条例第153条に規定する指定自立訓練

(生活訓練)(省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。)又は条例第196条に規定する指定共同生活援助(次項において「指定共同生活介護等」という。)を提供する時間帯 指定共同生活介護事業所等(当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所(条例第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(条例第154条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)又は指定共同生活援助事業所(条例第197条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。)の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 指定短期入所を提供する時間帯(アに掲げるものを除く。)(ア)又は(イ)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 当該日の指定短期入所の利用者の数が6以下 1以上

(イ) 当該日の指定短期入所の利用者の数が7以上 1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 空床利用型事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

(2) 指定共同生活介護事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に指定共同生活介護等を提供する時間帯 当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 指定短期入所を提供する時間帯(アに掲げるものを除く。)(ア)又は(イ)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 当該日の指定短期入所の利用者の数が6以下 1以上

(イ) 当該日の指定短期入所の利用者の数が7以上 1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 単独型事業所に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所、条例第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業所、条例第144条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所、条例第154条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所、条例第164条第1項に規定する指定就労移行支援事業所、条例第175条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所(条例第187条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)、条例第197条第1項に規定する指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)(以下この項において「指定生活介護事業所等」という。)において指定短期入所の事業を行う場合 ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定生活介護、条例第125条に規定する指定共同生活介護、条例第143条に規定する指定自立訓練(機能訓練)、条例第153条に規定する指定自立訓練(生活訓練)、条例第174条に規定する指定就労継続支援A型、条例第187条に規定する指定就労継続支援B型、条例第196条に規定する指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、アに掲げる時間以外の時間 (ア)又は(イ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 当該日の利用者の数が6以下 1以上

(イ) 当該日の利用者の数が7以上 1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1

を加えて得た数以上

- (2) 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合 前号イ(ア)又はイに掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ前号イ(ア)又はイに定める数(単独型事業所の設備及び備品等)

第18条 条例第103条第5項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 居室 次に掲げる要件を満たしていること。
ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。
イ 地階に設けてはならないこと。
ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き8平方メートル以上とすること。
エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
オ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (2) 食堂 次に掲げる要件を満たしていること。
ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。
イ 必要な備品を備えること。
- (3) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 洗面所 次に掲げる要件を満たしていること。
ア 居室のある階ごとに設けること。
イ 利用者の特性に応じたものであること。
- (5) 便所 次に掲げる要件を満たしていること。
ア 居室のある階ごとに設けること。
イ 利用者の特性に応じたものであること。
- (指定短期入所に係る利用者負担額等)

第19条 条例第106条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用
(2) 光熱水費
(3) 日用品費
(4) 前3号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。
- (指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第20条 条例第112条第3号の規則で定める面積は、おおむね7.43平方メートル以上とする。

(基準該当短期入所の事業への準用)

第21条 第19条の規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。この場合において、同条第1項中「第106条第3項」とあるのは、「第113条において準用する条例第106条第3項」と読み替えるものとする。

(指定重度障害者等包括支援事業所の従業者の員数)

第22条 条例第115条第2項に規定するサービス提供責任者の員数は、1以上とする。

2 条例第115条第3項の規則で定めるものは、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年9月厚生労働省告示第547号)に定める者とする。

(指定共同生活介護事業所の従業者の員数)

第23条 指定共同生活介護事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 世話人 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
- (2) 生活支援員 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、アからエまでに掲げる数の合計数以上
ア 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第40号。以下この号において「区分省令」という。)第2条第3号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数
イ 区分省令第2条第4号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数
ウ 区分省令第2条第5号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数
エ 区分省令第2条第6号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

- (3) サービス管理責任者 指定共同生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
- ア 利用者の数が30以下 1以上
 - イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
(指定共同生活介護事業所の設備)

第24条 条例第128条第7項の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人することができる。
- (2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。
(指定共同生活介護に係る利用者負担額等)

第25条 条例第131条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食材料費
- (2) 家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）
- (3) 光熱水費
- (4) 日用品費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
(指定共同生活介護の事業への準用)

第26条 第10条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、同条中「第78条第2項」とあるのは「第142条において準用する条例第78条第2項」と、第10条第1号中「第61条第1項」とあるのは「第142条において準用する条例第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、第10条第2号中「第56条第1項」とあるのは「第142条において準用する条例第56条第1項」と、第10条第3号中「第68条」とあるのは「第142条において準用する条例第91条」と、第10条第4号中「第76条第2項」とあるのは「第142条において準用する条例第76条第2項」と、第10条第5号及び第6号中「第79条」とあるのは「第142条」と読み替えるものとする。

(指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者の員数)

第27条 指定自立訓練（機能訓練）事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める数
 - ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
 - イ 看護職員の数 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上
 - ウ 理学療法士又は作業療法士の数 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上
 - エ 生活支援員の数 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上
- (2) サービス管理責任者 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 利用者の数が60以下 1以上
 - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 条例第144条第2項に規定する生活支援員の員数は、1以上とする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項第1号の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第1号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(指定自立訓練(機能訓練)に係る利用者負担額等)

第28条 条例第147条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定自立訓練(機能訓練)において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号に掲げる費用については、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。

(指定自立訓練(機能訓練)の事業への準用)

第29条 第10条及び第12条の規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第10条中「第78条第2項」とあるのは「第150条において準用する条例第78条第2項」と、第10条第1号中「第61条第1項」とあるのは「第150条において準用する条例第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第10条第2号中「第56条第1項」とあるのは「第150条において準用する条例第20条第1項」と、第10条第3号中「第68条」とあるのは「第150条において準用する条例第91条」と、第10条第4号中「第76条第2項」とあるのは「第150条において準用する条例第76条第2項」と、第10条第5号及び第6号中「第79条」とあるのは「第150条」と、第12条中「第84条第2項」とあるのは「第146条において準用する条例第84条第2項」と読み替えるものとする。

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第30条 条例第151条第2号の規則で定める面積は、3平方メートル以上とする。

2 条例第151条第3号の規則で定める数は、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上とする。

(基準該当自立訓練(機能訓練)の事業への準用)

第31条 第28条の規定は、基準該当自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、同条第1項中「第147条第3項」とあるのは、「第152条において準用する条例第147条第3項」と読み替えるものとする。

(指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者の員数)

第32条 指定自立訓練(生活訓練)事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活支援員 指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除した数とイに掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上

ア イに掲げる利用者以外の利用者

イ 指定宿泊型自立訓練(指定自立訓練(生活訓練)のうち、省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るものをいう。以下同じ。)の利用者

(2) 地域移行支援員 指定宿泊型自立訓練を行う場合、指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、1以上

(3) サービス管理責任者 指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 条例第154条第2項の生活支援員及び看護職員の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活支援員及び看護職員の総数 指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除した数とイに掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上

ア イに掲げる利用者以外の利用者

イ 指定宿泊型自立訓練の利用者

(2) 生活支援員の数 1以上

(3) 看護職員の数 1以上

3 条例第154条第3項に規定する生活支援員の員数は、1以上とする。

4 第1項及び第2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数に

よる。

- 5 第1項第1号又は第2項の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
（指定自立訓練（生活訓練）事業所の設備）

第33条 条例第156条第2項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練・作業室 次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 利用者1人当たりの床面積は、おおむね3平方メートル以上とすること。
 - イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

2 条例第156条第3項の居室及び浴室の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 居室 次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 一の居室の定員は、1人とすること。
 - イ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。
- (2) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
（指定自立訓練（生活訓練）に係る利用者負担額等）

第34条 条例第158条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 日用品費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第158条第4項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 光熱水費
- (3) 居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 日用品費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

3 第1項第1号及び前項第1号から第3号までに掲げる費用については、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。

（指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する記録の整備）

第35条 条例第159条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第160条において準用する条例第61条第1項の規定により作成する自立訓練（生活訓練）計画
- (2) 条例第157条第1項及び第2項に規定するサービスの提供の記録
- (3) 条例第160条において準用する条例第91条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第160条において準用する条例第76条第2項に規定する身体拘束等の記録
- (5) 条例第160条において準用する条例第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 条例第160条において準用する条例第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（条例第160条の規定により読み替えて適用される条例第23条並びに第132条第1項及び第2項の規則で定める者）

第36条 条例第160条の規定により読み替えて適用される条例第23条並びに第132条第1項及び第2項の規則で定める者は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年9

月厚生労働省告示第553号)に定めるものとする。

(基準該当自立訓練(生活訓練)の基準)

第37条 条例第161条第2号の規則で定める面積は、3平方メートル以上とする。

2 条例第161条第3号の規則で定める数は、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上とする。

(基準該当自立訓練(生活訓練)の事業への準用)

第38条 第28条の規定は、基準該当自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、同条第1項中「第147条第3項」とあるのは、「第162条において準用する条例第147条第3項」と読み替えるものとする。

(指定就労移行支援事業所の従業者の員数)

第39条 指定就労移行支援事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

イ 職業指導員の数 指定就労移行支援事業所ごとに、1以上

ウ 生活支援員の数 指定就労移行支援事業所ごとに、1以上

(2) 就労支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

(3) サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

4 第1項第2号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数)

第40条 認定指定就労移行支援事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上

イ 職業指導員の数 指定就労移行支援事業所ごとに、1以上

ウ 生活支援員の数 指定就労移行支援事業所ごとに、1以上

(2) サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の従業者の員数については、前条第2項、第3項及び第5項の規定を準用する。

(条例第173条の規定により読み替えて適用される条例第23条並びに第132条第1項及び第2項の規則で定める者)

第41条 条例第173条の規定により読み替えて適用される条例第23条並びに第132条第1項及び第2項の規則で定める者は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定めるものとする。

(指定就労移行支援の事業への準用)

第42条 第10条、第12条及び第28条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条中「第78条第2項」とあるのは「第173条において準用する条例第78条第2項」と、第10条第1号中「第61条第1項」とあるのは「第173条において準用する条例第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労

移行支援計画」と、第10条第2号中「第56条第1項」とあるのは「第173条において準用する条例第20条第1項」と、第10条第3号中「第68条」とあるのは「第173条において準用する条例第91条」と、第10条第4号中「第76条第2項」とあるのは「第173条において準用する条例第76条第2項」と、第10条第5号及び第6号中「第79条」とあるのは「第173条」と、第12条中「第84条第2項」とあるのは「第168条において準用する条例第84条第2項」と、第28条第1項中「第147条第3項」とあるのは「第173条において準用する条例第147条第3項」と読み替えるものとする。

(指定就労継続支援A型事業所の従業者の員数)

第43条 指定就労継続支援A型事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 職業指導員及び生活支援員 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数
 - ア 職業指導員及び生活支援員の総数 指定就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上
 - イ 職業指導員の数 指定就労継続支援A型事業所ごとに、1以上
 - ウ 生活支援員の数 指定就労継続支援A型事業所ごとに、1以上
 - (2) サービス管理責任者 指定就労継続支援A型事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 利用者の数が60以下 1以上
 - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。
- 4 第1項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(指定就労継続支援A型事業所の設備)

第44条 条例第177条第2項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練・作業室 次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 利用者1人当たりの床面積は、おおむね3平方メートル以上とすること。
 - イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(指定就労継続支援A型の事業への準用)

第45条 第10条及び第28条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条中「第78条第2項」とあるのは「第186条において準用する条例第78条第2項」と、第10条第1号中「第61条第1項」とあるのは「第186条において準用する条例第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第10条第2号中「第56条第1項」とあるのは「第186条において準用する条例第20条第1項」と、第10条第3号中「第68条」とあるのは「第186条において準用する条例第91条」と、第10条第4号中「第76条第2項」とあるのは「第186条において準用する条例第76条第2項」と、第10条第5号及び第6号中「第79条」とあるのは「第186条」と、第28条第1項中「第147条第3項」とあるのは「第186条において準用する条例第147条第3項」と読み替えるものとする。

(指定就労継続支援B型の事業への準用)

第46条 第10条、第28条、第43条及び第44条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条中「第78条第2項」とあるのは「第191条において準用する条例第78条第2項」と、第10条第1号中「第61条第1項」とあるのは「第191条において準用する条例第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第10条第2号中「第56条第1項」とあるのは「第191条において準用する条例第20条第1項」と、第10条第3号中「第68条」とあるのは「第191条において準用する条例第91条」と、第10条第4号中「第76条第2項」とあるのは「第191条において準用する条例第76条第2項」と、第10条第5号及び第6号中「第79条」とあるのは「第191条」と、第28条第1項中「第147条第3項」とあるのは「第191条において準用する条例第147条第3項」と、第44条中「第177条第2項」とあるのは「第189条において準用する条例第177条第2項」と読み替えるものとする。

(基準該当就労継続支援B型の事業への準用)

第47条 第10条及び第28条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条中「第78条第2項」とあるのは「第195条において準用する条例第78条第2項」と、第10条第1号中「第61条第1項」とあるのは「第195条において準用する条例第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第10条第2号中「第56条第1項」とあるのは「第195条において準用する条例第20条第1項」と、第10条第3号中「第68条」とあるのは「第195条において準用する条例第91条」と、第10条第4号中「第76条第2項」とあるのは「第195条において準用する条例第76条第2項」と、第10条第5号及び第6号中「第79条」とあるのは「第195条」と、第28条第1項中「第147条第3項」とあるのは「第195条において準用する条例第147条第3項」と読み替えるものとする。

(指定共同生活援助事業所の従業者の員数)

第48条 指定共同生活援助事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上

(2) サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

(指定共同生活援助の事業への準用)

第49条 第10条、第24条及び第25条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条中「第78条第2項」とあるのは「第202条において準用する条例第78条第2項」と、第10条第1号中「第61条第1項」とあるのは「第202条において準用する条例第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第10条第2号中「第56条第1項」とあるのは「第202条において準用する条例第56条第1項」と、第10条第3号中「第68条」とあるのは「第202条において準用する条例第91条」と、第10条第4号中「第76条第2項」とあるのは「第202条において準用する条例第76条第2項」と、第10条第5号及び第6号中「第79条」とあるのは「第202条」と、第24条中「第128条第7項」とあるのは「第199条において準用する条例第128条第7項」と、第25条中「第131条第3項」とあるのは「第202条において準用する条例第131条第3項」と読み替えるものとする。

(多機能型事業所の従業者の員数等に関する特例)

第50条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第11条第4項、第27条第4項及び第5項、第32条第5項、第39条第3項及び第4項並びに第43条第3項(第4条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。

2 条例第203条第2項の規則で定めるものは、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等に定める多機能型事業所とする。

3 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。)は、第11条第1項第3号及び第5項、第27条第1項第2号及び第6項、第32条第1項第3号及び第6項、第39条第1項第3号及び第5項並びに第43条第1項第2号及び第4項(これらの規定を第46条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等に定める多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(一体型指定共同生活介護事業所等の従業者の員数に関する特例)

第51条 一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所に置くべき世話人及びサービス管理責任者の員数は、第23条第1項第1号及び第3号並びに第48条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 世話人 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、常勤換算方法で、当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計を6で除した数以上
- (2) サービス管理責任者 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、ア又はイに掲げる当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
- ア 利用者の数の合計が30以下 1以上
- イ 利用者の数の合計が31以上 1に、利用者の数の合計が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (条例第207条の規則で定めるもの)

第52条 条例第207条の規則で定めるものは、厚生労働大臣が定める離島その他の地域に定める離島その他の地域とする。

(特定基準該当障害福祉サービス事業所の従業者の員数)

第53条 特定基準該当障害福祉サービス事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数（特定基準該当生活介護を提供する事業所に限る。）
- (2) 看護職員 1以上（特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）
- (3) 理学療法士又は作業療法士 1以上（特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）
- (4) 生活支援員 常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除して得た数及びイに掲げる利用者の数を10で除して得た数の合計数以上
- ア 特定基準該当生活介護、特定基準該当自立訓練（機能訓練）及び特定基準該当自立訓練（生活訓練）の利用者
- イ 特定基準該当就労継続支援B型の利用者
- (5) 職業指導員 1以上（特定基準該当就労継続支援B型を提供する事業所に限る。）
- (6) サービス管理責任者 1以上

2 前項第4号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

3 第1項第6号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(特定基準該当障害福祉サービスの事業等への準用)

第54条 第10条及び第12条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条中「第78条第2項」とあるのは「第211条第1項において準用する条例第78条第2項」と、第10条第1号中「第61条第1項」とあるのは「第211条第1項において準用する条例第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第10条第2号中「第56条第1項」とあるのは「第211条第1項において準用する条例第20条第1項」と、第10条第3号中「第68条」とあるのは「第211条第2項から第5項までにおいて準用する条例第91条」と、第10条第4号中「第76条第2項」とあるのは「第211条第2項から第5項までにおいて準用する条例第76条第2項」と、第10条第5号及び第6号中「第79条」とあるのは「第211条第1項」と、第12条中「第84条第2項」とあるのは「第211条第1項において準用する条例第84条第2項」と読み替えるものとする。

2 第13条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、同条第1項中「第85条第3項」とあるのは、「第211条第2項において準用する条例第85条第3項」と読み替えるものとする。

3 第28条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、同条第1項中「第147条第3項」とあるのは、「第211条第3項において準用する条例第147条第3項」と読み替えるものとする。

4 第34条第1項及び第3項（第1項に係る部分に限る。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、同条第1項中「第158条第3項」とあるのは、「第211条第4項において準用する条例第158条第3項」と読み替えるものとする。

る。

- 5 第28条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、同条第1項中「第147条第3項」とあるのは、「第211条第5項において準用する条例第147条第3項」と読み替えるものとする。

（条例附則第20項に規定する身体障害者授産施設のうち規則で定めるもの等）

第55条 条例附則第20項に規定する身体障害者授産施設のうち規則で定めるものは、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）附則第21条に規定する厚生労働大臣が定める身体障害者授産施設とする。

- 2 条例附則第20項に規定する精神障害者授産施設のうち規則で定めるものは、基準省令附則第21条に規定する厚生労働大臣が定める精神障害者授産施設とする。

- 3 条例附則第20項に規定する知的障害者授産施設のうち規則で定めるものは、基準省令附則第21条に規定する厚生労働大臣が定める知的障害者授産施設とする。

（委任）

第56条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置）

- 2 当分の間、第1号の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第11条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) アからウまでに掲げる利用者（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数

イ 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

ウ 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数

(2) 前号の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者の数を10で除した数

- 3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

（経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所のうち指定共同生活介護の事業等を一体的に行うもの等における指定共同生活介護の事業等への準用）

- 4 条例附則第9項の経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所のうち指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活介護の事業等」という。）を一体的に行うもの及び条例附則第12項の経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所における指定共同生活介護の事業等については、第51条の規定を準用する。

（指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

- 5 条例附則第17項及び第18項の場合において、第23条第1項第2号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは「利用者の数（条例附則第17項又は第18項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数）」とする。

（平成18年10月1日前から存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例）

- 6 平成18年10月1日前から存する法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第30条の2に規定する身体障害者福祉ホーム、法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。

以下「旧知的障害者福祉法」という。)第21条の8に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者通勤寮」という。)若しくは旧知的障害者福祉法第21条の9に規定する知的障害者福祉ホーム又は旧精神保健福祉法第50条の2第1項第3号に掲げる精神障害者福祉ホーム(以下「旧精神障害者福祉ホーム」という。)(これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)において行われる指定共同生活介護の事業等について、第24条(第49条において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合には、第24条第2号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム(障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。)を除き、当分の間、適用しない。(指定宿泊型自立訓練に関する経過措置)

- 7 精神障害者生活訓練施設、法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧精神保健福祉法第50条の2第1項第2号に掲げる精神障害者授産施設(以下「精神障害者授産施設」という。)(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。))による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号。以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。)第23条第1号に掲げる精神障害者通所授産施設及び同条第2号に掲げる精神障害者小規模通所授産施設を除く。)、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧知的障害者福祉法第21条の6に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者更生施設」という。)(整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第81号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。)第2条第1号イに掲げる指定知的障害者入所更生施設に限る。)、旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの(以下「指定特定知的障害者授産施設」という。)(旧知的障害者更生施設等指定基準第2条第2号イに掲げる指定特定知的障害者入所授産施設に限る。))及び指定知的障害者通勤寮において行われる指定自立訓練(生活訓練)の事業について、第33条第2項の規定を適用する場合には、同項第1号ア中「1人」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設(旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の適用を受けるものを除く。)については「2人以下」と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設(旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の適用を受けるものに限る。)、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設並びに指定知的障害者通勤寮については「4人以下」と、同号イ中「一の居室の面積は」とあるのは「利用者1人当たりの床面積は」と、「7.43平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設については「4.4平方メートル」と、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設及び指定知的障害者通勤寮については「6.6平方メートル」とする。
- 8 旧知的障害者更生施設等指定基準附則第4条の規定の適用を受ける指定知的障害者通勤寮については、第33条第2項の規定を適用する場合には、同項第1号ア中「1人」とあるのは「原則として4人以下」と、同号イ中「7.43平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とする。